

審 議 結 果 速 報

(令和4年6月21日)

陳 情 4 年 総 務 第 11 号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年－11 (R4.4.22)	総 務	国連常任理事国が有する拒否権に係る意見書の提出について	不 採 択 (R4.6.21)

▶陳情事項

鳥取県議会から国（内閣総理大臣や外務省など）に対し、(1)国連における採決に関して、紛争当事国を除斥・排斥すべき旨(2)常任理事国の有する拒否権の制度は、日本を含む、常任理事国以外の主権国家にとって不平等であり、拒否権の制度廃止に向け国連での働きかけを求められたい旨、意見書の提出を求める。

▶陳情理由

ロシアがウクライナに侵攻した。武力による一方的な現状変更の試みは、断じて容認できず、不戦の立場から、強い憤りを感じる。平和を愛する諸国民、平和のために活動するすべての仲間と連帯し、不戦への誓いを新たにす。

2月21日、プーチン大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立を承認する大統領令に署名し、同22日両「共和国」との間での「友好協力相互支援協定」を批准。同24日、ロシアは、これらを守るためとしてウクライナへの侵攻を開始した。

かかる行為は、ウクライナの主権及び領土を侵害し、国連憲章違反である。また、報道によれば、ロシア軍は、ウクライナでのクラスター弾のほか、ジュネーブ条約で使用が禁止されている燃料気化爆弾を使用したとも報じられている。

力による一方的な現状変更は断じて容認できず、この事態は、NATO、EUなどの連合組織だけではなく、日本や、地理的にロシア沿海地方に近い鳥取県にとっても重大な脅威となる。

ところで、国連安保理は2月25日、ウクライナ情勢を巡る会合を開き、ロシアを非難し、武力行使の即時停止と撤退などを求める安保理決議案を採決した。決議案は米国とアルバニアが作成し、日本も共同提案国に加わった。

米欧など11か国が賛成したが、常任理事国のロシアが拒否権を行使し、否決された。

安保理常任理事国の持つ拒否権は、一国一票原則の重大な例外である。とりわけ、これらの国は核を持ち、たとえば東西冷戦時のように、常任理事国同士の紛争が過熱した場合、国連が機能不全になる可能性がある。また、そもそも、今回の議題はロシアに対する非難決議であるが、その採決に当事国が加わり、拒否権を発動させることは、妥当ではない。

そこで、鳥取県議会として、国（内閣総理大臣や外務省など）に対し、(1)国連における採決に関して、紛争当事国を除斥・排斥すべき旨(2)常任理事国の有する拒否権の制度は、日本を含む、常任理事国以外の主権国家にとって不平等であり、拒否権の制度廃止に向け国連での働きかけを求められたい旨、意見書の提出を賜りたく陳情する。

▶提出者

倉吉市 個人

▶所管委員長報告（R4. 6. 21 本会議）会議録暫定版

国家間の外交や安全保障は国の専権事項であるとともに、今年４月に国連総会において、安全保障理事会で拒否権を行使した常任理事国に説明責任を負わせる決議が採択された際には、日本も共同提案国に加わるなど、国連改革に向けた取組を進めていることから、本件陳情は不採択とすることに決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（総務課）

【現 状】

国際連合憲章では、安全保障理事会の評決について、「常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によって行われる」と規定されており、常任理事国の拒否権が認められているため、ウクライナへの侵攻に対するロシアへの非難決議案が、常任理事国であるロシアの拒否権発動によって採択されないという弊害が起こっている。

この状況に鑑み、令和4年4月に国連総会において安全保障理事会で拒否権を行使した常任理事国に説明責任を負わせる決議が採択されたが、日本もこの決議案の共同提案国に加わるなど、国連改革に向けた取り組みを進めている。

なお、国家間の外交や安全保障は国の専権事項である。

※国際連合憲章（抜粋）

（表決）

第27条

- 1 安全保障理事会の各理事国は、1個の投票権を有する。
- 2 手続事項に関する安全保障理事会の決定は、9理事国の賛成投票によって行われる。
- 3 その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によって行われる。但し、第6章及び第52条3に基づく決定については、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。